

ある場合は運送人は商人間の留置権を有する(商法第521条)。この場合には物と債権との関連性を必要としなが、物たる運送品が債務者の所有に属することを要する。

運送人の留置権は担保される債権の消滅する場合のほか、物の占有を喪失することにより消滅する。したがって運送人が運送品の占有を失うときは留置権が消滅するが、もし運送人が引受けた運送の実行として運送品を他人に引渡したときは、たとえば運送人が運送事業者に代理保管させるために引渡したときは、これらの者は運送人のために占有するから留置権は消滅しないことになる。

参考文献 小町谷操三著 運送法の理論と実際。水口吉蔵著 陸上物品運送法論。(松野勝三)

うんそうひん 運送品 (英) freight, goods

1 運送の目的物である物品をいう。運送の目的物には人(自然人)と物品とがあるが、前者を旅客といい、後者を運送品という。

2 運送の目的物となる物品は運送に適するすべての動産を意味し、その種類、価値の有無を問わない。ここに運送に適するとは運送人に引渡し、運送人が保管し、輸送し、荷受人が受取ることが可能である物体であって死体、動物、有価証券等のような特異なものであっても運送品たり得るが、移動性のない土地やその定着物、有体性のない権利は運送品とはなり得ない。また運送契約とは別個の法制の下に規制されている曳船(えいせん)契約における曳船、郵便法にもとづく郵便物等もまた運送品ではない。

旅客の旅行に必要な物品、すなわち手荷物は運送の目的物である物品ではあるが、旅客運送を前提として取扱われており、運送品とは別個の範囲に属せしめている。

3 運送品なる用語は商法、鉄道営業法等において用いられており、鉄道営業法、鉄道運輸規程等で用いている「貨物」なる用語と同義に解されている。国鉄その他の鉄道の定める規則類で使用している「貨物」は、運送品の範囲よりは狭く解せられ、これに小荷物を含めた場合が運送品と同一の範囲におかれるのである。また「荷物」なる用語は、運送品に手荷物を含めた意義に解されている。

鉄道運送においては普通の運送品と区別して、火薬類その他の危険品、死体、貴重品、動物等があって特別の規定を設けているが、それはその運送品の特性にもとづいて、それぞれ相当の措置がとられているのである。——運送。(小林倉雄)

うんそうひんのうけとりぎむ 運送品の受取義務 運送品の受取とは、運送人が運送品の占有を荷送人よりうけることである。運送契約をもって要物契約とし、運送品の受取により運送契約が成立するとする制度の下においては、運送品の受取は契約の成立要件であって契約上の義務ではないが、わが国のように運送契約を諾成契約とする主義の下においては、運送品の受取は契約上の運送人の義務である。鉄道営業法第8条はこの点を確認的に規定している。

いかなる事実をもって受取ありと見るべきかは、各場合における事情により決定さるべきである。運送人が運送品の積込を負担する場合は、受取後に積込むことは明らかであるが、荷送人が運送品の積込を負担する場合は、積込を終った運送品を運送人が荷送人より受取るのか、またはすでに運送人が受取った運送品を荷送人が積込むものであるかの疑問が生ずる。鉄道では積込貨主負担の貨物は積込終了後に、その他の貨物は発送準備後にその引渡を受けるものとしている(貨物運送規則第16条)。

運送品に関する運送人の受取義務に関しては法律は例外を認

めている。すなわち鉄道はただちに運送し得ない事情があるときは、運送品を受取る義務を負わないと規定している(鉄道営業法第8条)。ただ鉄道がただちに運送し得ない場合に、貨物を受取ったときにおける法律関係は、これを2つに分けて考えることができる。1つは無条件に受取った場合で、この場合には鉄道は運送できるまでこれを保管すべきは当然であるが、もしたちに運送し得ない事情が鉄道の責に帰すべからざるものであるときは、これがため延着の責を負うことはない。もう1つは特約をもって発送まで保管のため受取った場合であって、この場合はその特約条件を運送状に明記すべきものである(鉄道運輸規程第56条)。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道運送法。(松野勝三)

うんそうひんのえんちゃく 運送品の延着 運送品が約定引渡期間または相当期間に遅れて荷受人に引渡された場合をいう。

運送人は荷送人から運送品を受取った場合は、これを完全に到達地まで相当期間内に運送し、荷受人に引渡すべき義務があるので、商法第577条は運送品の延着(荷物の)について運送人の賠償責任を定めているが、その引渡期間については商法は規定していないから、運送契約締結のさい特約で引渡期間が定められる場合のほかは、運送距離・運送機関・取引慣習および地方慣習等を具体的に参し、社会通念によって定められるべきである(判例同趣旨)。

鉄道運送については鉄道運輸規程第31条で、託送手荷物または貨物に対する引渡期間を制定し、鉄道営業法第12条でこの引渡期間満了後託送手荷物または運送品の引渡をした場合は延着とし、その損害について鉄道が賠償の責に任ずる場合は、鉄道運輸規程第74条の定めるところによって賠償するよう定められてある。

国鉄においては運送約款である旅客および荷物運送規則第178条および貨物運送規則第8条で手荷物、小荷物、一般貨物および荷送人が列車または連絡船の指定をした場合の貨物の引渡期間が定められている。——損害賠償。引渡期間。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。小町谷操三著 運送法の理論と実際。(桂 重臣)

うんそうひんのかんかしょぶん 運送品の換価処分 運送人が運送品を売却して金銭にかえる行為をいう。運送品を金銭に換価することは法律的な処分であって、運送人がみだりにこれをなし得るところではない。しかしながら運送人は運送契約によって運送品の保管義務を負っているの、たとえば運送品が損敗すべきおそれある場合のごとく、現物を保管するよりも、金銭に換価してこれを保管する方が荷送人や荷受人の利益に適する場合がある。また現物を保管することは広い保管場所を要し、保管にたえざる注意を要するので、運送品の引渡不能の場合等には運送人に対し酷な場合がある。のみならず近代的商品生産の時代にあつては、運送品を金銭にかえてこれを保管することは、商品を購入することによっていつでも現物にかえ得るので、運送品が主観的にのみ価値あるまれな場合を除き、価値の保管としては現物の保管にひとしい。これが特定の場合に運送人に運送品を換価処分する権利の認められる理由である。

換価の方法としては商法の認める競売(第585・586・587条等)と、鉄道運輸規程の認める公売(第33条)とがある。競売は運送人の委任により、国家機関が競売法により運送品を換価するものであり、公売は鉄道が売主となつて公けの方法で換価するものである。いずれもこれを認められるのは、荷送人や荷受人の利益に適する場合または運送人の保護のため必要ある場